

県内企業経営者の皆様

埼玉県知事 大野元裕（公印省略）

「パートナーシップ構築宣言」の登録及び  
価格転嫁のアンケート調査について（依頼）

本県の産業労働施策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、原油をはじめとしたエネルギー価格や小麦などの食材を含めた原材料費等の高騰が長期化し、県内中小企業の経営を圧迫しています。

こうした影響が下請企業に一方的にしわ寄せされることを防止し、県内企業の稼げる力を高めるため、埼玉県では「価格転嫁の円滑化に関する協定」を産官金労の12者で締結し、関係者が一丸となって適切な価格転嫁を行いやすい気運の醸成に取り組んでいます。

「パートナーシップ構築宣言」は新たな共存共栄関係の構築を企業の代表者名で宣言し、取引先とのパートナーシップ強化を図り、利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェアすることで成長と分配の好循環を目指すものです。

令和5年1月18日現在、全国で約18,100社、埼玉県では約740社が「パートナーシップ構築宣言」に登録しており、宣言企業数は急速に増加しています。

県内企業経営者の皆様におかれましては、積極的に「パートナーシップ構築宣言」に御登録いただき、適切な価格転嫁の実現、更には賃上げにつなげていけるよう御協力をお願いいたします。

また、県では取引実態や課題の調査、好事例の収集等のため、別添のアンケート調査を実施いたしますので御回答くださるようお願いいたします。アンケート結果を受け、県内企業経営者の皆様に別途、お話を伺わせていただくことも予定しておりますので、事務局からの依頼があった際には、御協力くださるよう併せてお願いいたします。

なお、経済団体を通じても同様の依頼をさせていただきます。既にアンケートに御回答いただいている場合は、何とぞ御容赦くださいますようお願い申し上げます。

※ 下請取引適正化等に関する各種情報や資料等については、公正取引委員会及び中小企業庁の以下のホームページを御参照ください。

- ・ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト  
<https://www.biz-partnership.jp>
- ・ 公正取引委員会 下請法  
<https://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>
- ・ 中小企業庁 経営サポート「取引・官公需支援」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

担 当	産業労働部経済対策担当
電 話	048-830-3702
E-mail	a3710-16@pref.saitama.lg.jp